

1.利用料金（利用者負担金）

(1) 介護保険対象

①基本サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月あたり） 【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	12,438	17,403	24,464	27,747	31,386
2割負担	24,876	34,806	48,928	55,494	62,772
3割負担	37,314	52,209	73,392	83,241	94,158

[利用者が事業所と同一の建物に居住している場合] 【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	11,206	15,680	22,042	25,000	28,278
2割負担	22,412	31,360	44,084	50,000	56,556
3割負担	33,618	47,040	66,126	75,000	84,834

②加算・減算

【単位：円】

加算・減算名等	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※限度額管理対象外	750	1,500	2,250	1月あたり
総合マネジメント体制強化加算	1,000	2,000	3,000	
初期加算	30	60	90	1日あたり
登録日から起算して30日以内の期間に加算。30日を越える病院又は診療所への入院後、再び入所した場合も同様				
認知症加算（Ⅰ）	800	1,600	2,400	1月あたり
医師の判定結果等により、利用者の「認知症高齢者日常生活自立度」がⅢ以上の場合				
認知症加算（Ⅱ）	500	1,000	1,500	1月あたり
要介護2の利用者で、医師の判定結果等により、利用者の「認知症高齢者日常生活自立度」がⅡの場合				
若年性認知症利用者受入加算	800	1,600	2,400	1月あたり
第2号被保険者であり、若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定めた場合。※認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）と同時算定不可				

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	40	60	1回あたり
<p>利用開始日及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供。6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算と同時算定不可</p>				
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5	10	15	1回あたり
<p>利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供。（口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定しない場合 6月に1回を限度）</p>				
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	300	450	1回あたり
<p>口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し口腔機能向上を目的として、個別に実施される口腔清掃指導若しくは実施又は摂食嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身状態のいじまたは向上に資すると認められるものを行った場合。（原則3月以内、月2回を限度。ただしサービス開始から3月ごとの口腔機能評価結果、口腔機能が向上せず継続してサービスを行うことが必要な利用者については継続算定可）</p>				
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160	320	480	1回あたり
<p>上記（Ⅰ）の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報、その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。（原則3月以内、月2回を限度）※（Ⅰ）と（Ⅱ）同時算定不可</p>				
栄養アセスメント加算	50	100	150	1月あたり
<p>外部との連携により管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護・介護職員等が共同してアセスメントを実施後結果を利用者・家族に説明、相談等必要に応じて対応。利用者ごとの栄養状態等の情報を提出し栄養管理にあたっての情報を活用。 ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との同時算定不可</p>				
栄養改善加算	200	400	600	1回あたり
<p>栄養改善サービスの提供にあたって必要に応じ居宅を訪問する。（原則3月以内、月2回を限度。ただしサービス開始から3月ごとの栄養状態評価結果、低栄養が改善せず継続してサービスを行うことが必要な利用者については継続算定可）</p>				
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	6	9	1月あたり
<p>イ 利用者ごとの褥瘡発生と関連リスクを利用開始時等に評価及び3月に1回評価を行い、結果等を提出後、褥瘡管理実施情報を活用。 ロ イの評価結果、褥瘡発生リスクのある方ごとに医師・看護師等職員が共同して褥瘡ケア計画を作成 ハ 利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施し管理内容等を定期的に記録 ニ イの評価に基づき3月に1回褥瘡ケア計画の見直し</p>				

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	26	39	1月あたり
（Ⅰ）の要件を満たし、評価結果、褥瘡発生リスクがあるとされた方に褥瘡の発生がない※（Ⅰ）と（Ⅱ）の同時算定不可				
排泄支援加算（Ⅰ）	10	20	30	1月あたり
<p>イ 排泄介護が必要な方等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が利用開始時等に評価及び6月に1回評価を行い、結果等を提出後、排せつ支援情報等を活用。</p> <p>ロ イの評価結果、適切な対応を行うことにより要介護状態軽減が見込まれる方について、医師・看護師・介護支援専門員他職種が共同して排せつに介護を有する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成、支援を継続実施</p> <p>ハ イの評価に基づき3月に1回利用者ごとに支援計画の見直し</p> <p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）の同時算定不可</p>				
排泄支援加算（Ⅱ）	15	30	45	1月あたり
上記（Ⅰ）の算定要件を満たし適切な対応を行うことにより要介護状態軽減が見込まれる方について、入所時と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない。又はおむつ使用有から無に改善している				
排泄支援加算（Ⅲ）	20	40	60	1月あたり
上記Ⅰの算定要件を満たし適切な対応を行うことにより要介護状態軽減が見込まれる方について、利用時と比較し排尿・排便状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない。かつ、おむつ使用有から無に改善している				
科学的介護推進体制加算	40	80	120	1月あたり
<p>イ 利用者ごとの心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出</p> <p>ロ サービス提供に当たって、イに規程する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用</p>				
緊急時訪問看護加算	574	1,148	1,722	1月あたり
利用者の同意を得て計画訪問にない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に訪問看護サービスを行う場合 ※限度額管理対象外				
退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	1回あたり
入院している利用者が退院するに当たり、当事業所の看護師が退院時共同指導を行った後に、初回の訪問看護サービスを実施した場合に退院につき1回（厚労省が定める状態であり複数日に退院時共同指導を行った場合には2回）算定				

特別管理加算（Ⅰ）	500	1,000	1,500	1月あたり
<p>厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるものに対して訪問看護を実施した場合（在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている場合や、留置カテーテル等） ※限度額管理対象外</p>				
特別管理加算（Ⅱ）	250	500	750	1月あたり
<p>厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるものに対して訪問看護を実施した場合（在宅酸素指導療法を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行った場合等） ※限度額管理対象外</p>				
ターミナルケア加算	2,000	4,000	6,000	1月あたり
<p>死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合の死亡月に加算 ※医療保険で同加算算定時は対象外/限度額管理対象外</p>				
看護体制強化加算（Ⅰ）	2,500	5,000	7,500	1月あたり
<p>(1) 前3ヶ月の利用者総数のうち80%に主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供、(2) 50%以上に緊急時訪問看護加算、(3) 20%以上に特別管理加算を算定 ※限度額管理対象外</p>				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の10.2% ※限度額管理対象外			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の1.5% ※限度額管理対象外			
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の1.7% ※限度額管理対象外			
訪問看護体制減算	前3ヶ月の利用者総数のうち30%未満に主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供、30%未満に緊急時訪問看護加算、5%未満に特別管理加算をしている場合下記※①の料金を減算			
医療保険訪問看護減算	主治医が、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記※①の料金を減算			
医療保険訪問看護減算	主治医が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合、下記※②の料金を減算			

※①1月あたり

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	925			1,850	2,914
2割負担	1,850			3,700	5,828
3割負担	2,775			5,550	8,742

※②1日あたり

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	30			60	95
2割負担	60			120	190
3割負担	90			180	285

毎月の介護保険内利用料については利用票を確認

(2) 介護保険対象外

【単位：円】

項目	内 訳				備 考
食 事 代	朝 食	昼 食	お や つ	夕 食	提供する食事に要する費用 (1食あたり)
	490	600	110	690	
宿 泊 代	部 屋 代	電 気 代	水 道 代		宿泊される部屋に要する費用 (1日あたり)
	2,600	140	110		
おむつ代 等	紙おむつ	紙パンツ	尿取パッド		使用されるおむつに要する費用 (1枚あたり)
	200	200	100		
洗 濯 代	洗 濯	乾 燥			洗濯サービスに要する費用 (1回あたり)
	100	100			
行事代等	実際に要した額				行事、レクリエーション等に 要する費用

## 2.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。

1.利用料金（利用者負担金）

(1) 介護保険対象

①基本サービス費

□ 短期利用居宅介護費（1日あたり） 【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	570	637	705	772	838
2割負担	1,140	1,274	1,410	1,544	1,676
3割負担	1,710	1,911	2,115	2,316	2,514

②加算・減算

【単位：円】

加算・減算名等	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※限度額管理対象外	25	50	75	1日あたり
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	400	600	
医師が認知症行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり緊急と利用することが適当であると判断した場合。利用開始日から起算して7日間を限度				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の10.2% ※限度額管理対象外			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の1.5% ※限度額管理対象外			
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の1.7% ※限度額管理対象外			

※毎月の介護保険内利用料については利用票を確認

## (2) 介護保険対象外

【単位：円】

項 目	内 訳				備 考
食 事 代	朝 食	昼 食	お や つ	夕 食	提供する食事に要する費用 (1食あたり)
	490	600	110	690	
宿 泊 代	部 屋 代	電 気 代	水 道 代		宿泊される部屋に要する費用 (1日あたり)
	2,600	140	110		
おむつ代 等	紙おむつ	紙パンツ	尿取パッド		使用されるおむつに要する費用 (1枚あたり)
	200	200	100		
洗 濯 代	洗 濯	乾 燥			洗濯サービスに要する費用 (1回あたり)
	100	100			
行事代等	実際に要した額				行事、レクリエーション等に 要する費用

## 2.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。

## 利用に際してのご案内

### □利用に際して必要なもの

	チェック		必要なもの	摘 要			
	通い	泊り		通い	泊り(1~3泊)	泊り(4泊以上)	
必須	□	□	衣類	上着	1枚	1枚	3枚
				ズボン	1枚	1枚	3枚
				肌着(上下)	1枚	1枚	3枚
				寝巻き	—	1組	2組
				靴下	1足	1足	3足
	□	□	日用品	歯ブラシ、歯磨き粉			
	□	□	履き物	できるだけ履きなれた靴をご用意ください			
	□	□	各種保険証	介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等			
□	□	各種手帳	身体障害者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳 等				
必要な方のみ	□	□	薬	使用中の内服薬や外用薬のある場合 利用日数分をご用意ください ※発熱、痛み、痒み等に使用している常備薬があれば、持参の上、使用方法をお知らせください			
	□	□	薬の説明書き	コピーして返却します			
	□	□	義歯ケース・洗浄剤	洗浄剤は利用日数分をご用意ください			
	□	□	自助具類	箸、スプーン、皿など、自宅で使用中の自助具			
	□	□	家電製品	電気シェーバー 等			
	□	□	現金	病院受診、洗濯等に必要な金額			
	□	□	紙おむつ類	事業所でも有料をご用意できます			

- \* 他の利用者の持参物と取り紛れることもありますので、上記以外の持参物は最小限にお願い致します。また、高額な貴金属(指輪・時計・ネックレス等)の持参はご遠慮ください。
- \* 初回の利用の際に、連絡袋と連絡帳をお渡ししますので、2回目以降の利用時にお持ちください。
- \* 送迎時間については、必要に応じて個別対応いたしますが、交通事情等により多少時間が前後する場合があります。
- \* 持参物や着用している物に、名前(フルネーム)の記入をお願いする場合がありますので、ご協力ください。